

平成 21 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 大阪有機化学工業株式会社
代 表 者 取締役社長 鎮目 泰昌
(コード番号:4187 東証第二部・大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 永松 茂治
TEL 06-6264-5071(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 2 月 20 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、上場会社は株券電子化に一斉移行いたしました。株券電子化移行に伴い、当社定款の株券等に関する記載内容を変更するものであります。
- (2) 株主様の権利行使の手續が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第 14 条の記載内容を変更するものであります。
- (3) その他、条文の削除に伴い必要な条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 2 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 2 月 20 日

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="237 309 411 338">(株券の発行)</p> <p data-bbox="225 353 738 432"><u>第9条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p data-bbox="280 450 786 577">2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p data-bbox="240 689 560 719">(単元未満株式の売渡請求)</p> <p data-bbox="225 734 786 1104"><u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求(以下「買増し」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p data-bbox="280 1122 786 1249">2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="240 1361 560 1391">(単元未満株主の権利制限)</p> <p data-bbox="225 1406 786 1534"><u>第11条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p data-bbox="331 1552 786 1921">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを行うことのできる権利</p>	<p data-bbox="1050 309 1129 338">(削除)</p> <p data-bbox="826 689 1145 719">(単元未満株式の売渡請求)</p> <p data-bbox="810 734 1370 1104"><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求(以下「買増し」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p data-bbox="866 1122 1370 1249">2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="826 1361 1145 1391">(単元未満株主の権利制限)</p> <p data-bbox="810 1406 1370 1534"><u>第10条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p data-bbox="917 1552 1370 1921">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを行うことのできる権利</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 <u>当社が発行する株券の種類、ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いの<u>手続</u>および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(以下、第15条から第52条まで省略)</p> <p>(以下、附則を新設)</p>	<p>(以下、第14条から第51条まで省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から本条までは、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

別紙以上